

3

2003

March

NO.265

野 忍 報 志

丁酉年
春
卷
三

野
忍
報
志

保健だより

応援しますあなたの子育て

八月号の広報では、「お母さんとお父さん」への子育てのヒントを掲載しました。

今回は、周りの人へのヒントです。子育ては、親だけではなく周りの人、地域の協力、支援が必要です。

周りの人への五つのヒント
 ↓子育て支援ネットワーク
 をつくりましょう

母親に母性をおしつけない
 子どもを慈しみ、かわいがる
 “母性”は、出産したからといって誰にでも生まれるものではありません。母性は環境や周りの人のサポートの中で育つものです。

「母親だからしる、しするな」と決めつけないようにしましょう。母親が困っていたら声をかけ、ちょっと手助けをする

核家族の中で子育てをする母親が増え、近所との付き合いも減ってきています。身近に子どもをもつ母親がいたら、ちょっと声をかけて話を聞いてあげるだけでも気持ちには楽になります。周りの人も子育てに関心をもちましょう。

子どもが町をふらふらしていたら、声をかける

虐待されている子どもにとつては、家庭が安心できる場ではないため、町をふらついていることがあります。そんな時は、「家に帰りなさい」ではなく、「どうしたの？何があったの？」と声をかけ

てあげましょう。大人は、見て見ぬふりをしないようにしましょう。子どものおかしな傷や骨折、表情、行動などに注意する

虐待を受けている子どもは何らかのサインを出しています。周りの人は、それをキャッチして虐待が進行しないように対応しましょう。

・しょっちゅうけがやあざがある。子どもらしくない脅えたような表情をしている。

・他の子に乱暴する。

・いつも同じ洋服を着ている。

・がつがつ食べる。

・むし歯が多い。

・発育が遅れている。など

「虐待かな？」と思ったら、児童相談所に連絡する

子どもの姿が見えない、泣き声が激しい、親の怒鳴り声が毎晩聞こえてくるなど、気になることがあつたら連絡してください。子どもは自分で助けを求めていることではありませんし、親は困っているても SOS を発信する方法を知らないこともあります。虐待を疑うことは親を告発することではなく、援助の始まりなのです。

“しつつけ”と虐待は違います

“しつつけ”とは、子どもがきちんとした生活習慣や人とかかわる力、感情や意志を伝える力などを獲得し、自立していくための大きな道筋を、親が示してあげることです。しかし、その“しつつけ”に暴力や暴言を使うようになるとそれは“虐待”になります。し

つつけ”で“たたく”ようになる
 と、暴力はだんだんエスカレートして自分の力では抑えられなくなってしまう。

(“しつつけ”の場合)
 子どもは自分の意見や考えを言うことができます。

親は他人からの助言や社会的な規範を受け入れます。

「きちんとしなさい」が口癖です。

(“虐待”の場合)
 子どもは自分の意見や考えを言うことができません。

親は他人からの助言を聞くことができません。

「親の言うことを聞け」が口癖です。

親の支配的な態度によって、子どもの自由や安心できる権利、自信をもって生きる権利が奪われてしまうこと・・・それが“虐待”なのです。

子ども虐待
 ↓こんな行為は虐待です↓

「身体的虐待」
 殴る、蹴る、やけど・骨折をさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

「心理的虐待」
 「生まなければよかった」「バカでダメな子だ」などと、否定や拒否の言葉を繰り返す、無視する兄弟で差別するなど。

「性的虐待」
 性器などを見せる、触らせる、触る、性行為を強要する、ポルノグラフィティーの被写体にするなど。

「ネグレクト(養育の放棄または怠慢)」
 ミルクを薄めて与える、食べ物を与えない、不潔なままで放っておく、病気になっても受診させない、車や家の中に置き去りにするなど。

虐待は、どこ家庭でも起こり得ることです。上手に周りの人に支えてもらって、楽に子育てをしていきましょう。

「ネグレクト(養育の放棄または怠慢)」
 ミルクを薄めて与える、食べ物を与えない、不潔なままで放っておく、病気になっても受診させない、車や家の中に置き去りにするなど。

健康カレンダー(三月)

乳児健康診査
 (平成十四年二・七・十月後半生まれ)
 4日

(平成十四年三・八・十一月前半生まれ)
 25日

一歳六カ月児健康診査
 (平成十三年七・八月生まれ)
 13日

二歳児歯科検診と健康相談
 (期：平成十三年一・二月生まれ 期：平成十二年七・八月生まれ)
 20日

妊婦教室
 (平成十五年七・八・九月出産予定の方)
 6・11・18日

リハビリ教室
 出張健康相談及びいきいき健康教室 (忍草)
 (内野)
 28日 14日

母子健康手帳交付及び
 村民なんでも健康相談
 3・10・17・24・31日

ひまわりサロン
 10・24日

師記 保健 保日

「よく噛んで食べましょう」

最近、軟らかい食べ物中心の食生活によって、よく噛んで食べることを苦手にしている人たちが増えているといわれています。しかし、噛むということは虫歯の予防、「あご」や「脳」の発達、食べ物の消化をよくするなど、体を健康に保つためとても重要な働きをしています。根菜類やキノコなどをメニューに取り入れたり、材料を大きめに切ったりし、毎日の食事で栄養のバランスと同様に噛みごたえのバランスも考えてみましょう。

在宅介護支援センター情報

今月は施設サービスの利用方法・介護者の心構えについて紹介します。

先月号でもお伝えしたとおり、痴呆のお年寄りの介護は家族に大きな負担がかかります。また、お年寄り自身も家にばかりこもってしまうと、精神的にも暗くなってしまいます。さらに、痴呆症状が進行してくると自宅での介護や通所サービスの利用だけでは対応ができなくなることもあります。介護者の健康が損なわれる前に、施設入所などを考えることも大切です。

通所施設

介護保険で利用できる通所施設には、通所介護（デイサービスセンター）や通所リハビリテーション（デイケア）があります。

【施設を選ぶ基準】

お年寄りの状態を見極め、お年寄りが楽しめる場所かどうか判断する必要があります。利用する前には施設の下見をしてどんなかたが利用しているのか、職員の対応はどうか、施設内の様子などを確認しましょう。実際にサービスを利用されているかたや、その家族に話を聞くのも良いでしょう。

問題行動がひどい場合は、施設の受け入れ状況や安全面での配慮（例えば、徘徊のあるかたが、出たしまわれないようにドアに工夫がしてあるなど）は出来ているかなどを確認しましょう。

どんな施設があるか分からない場合は、担当の介護支援専門員に相談しましょう



入所施設

介護保険で利用できる施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があります。

【施設を選ぶ基準】

どのような理由でどの位の期間入所を希望するのか。

- ・ 身体の病気がある時 療養型医療施設
- ・ 家族の都合、季節（寒い時期だけなど）数カ月単位の入所 介護老人保健施設
- ・ 自宅での介護が困難になったとき 介護老人福祉施設

その他にも、痴呆のかたに対応出来る施設か、問題行動があっても大丈夫かなど、お年寄りの状態、家族の希望にあった施設を見つけることが大切です。また、施設により利用料金も違います。各施設の一カ月にかかる料金の目安などを事前に調べておきましょう。入所先を自宅と見なす痴呆対応型共同生活施設（グループホーム）もあります。少人数での共同生活により、アットホームな雰囲気であり自宅に近い形での生活が出来ます。

【申し込みのポイント】

複数同時に申し込んでおくようにしましょう。特に、長期の介護老人福祉施設は入所までに時間がかかることが多いので、少なくとも3ヶ所は申し込んでおきましょう。

緊急で遠くてもかまわない場合は、地方の施設や新設の施設があれば早い場合もありますので、最新の介護情報に敏感になり、介護支援専門員と密接に連絡を取りましょう。

施設の方と面接をする前に、お年寄りの生活状況や問題行動の有無、既往歴や痴呆発症後の経過などを説明出来るようにまとめておきましょう。また、家族の状況や今後の意向をはっきりと伝えるようにしましょう。



介護者の心構え

痴呆は病気なので進行していく可能性があります。軽度のうちから家族や親戚に、お年寄りの状況や主治医の意見を話して、理解と協力を得ておくようにしましょう。

介護日記を付けるとお年寄りの生活や行動パターンが整理されたり、症状の経過がわかります。毎日でも良いので、お年寄りの体調を記録するつもりで、日々の介護内容を書き出してみましょう。

（在宅サービスや施設サービスを利用するときの相談もスムーズに出来るでしょう。）

介護サービスを上手に利用して介護者も息抜きをしましょう。親身になって介護をするのはすばらしいことですが、完璧な介護というものはありません。介護者自身の生活も大切にしましょう。



高齢者の介護に関する相談は、下記までご連絡下さい。

忍野村在宅介護支援センター（忍野村保健福祉センター内） TEL20-5211（直通）

おしの図書館だより

ふりそそぐ陽の光に川の水もぬるみ、頬をなでる風もやわらぎいよいよ春本番。

さて、3月14日から3月21日まで、図書館は蔵書点検のため休館となります。休館中は何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

話題の本が入ります

ブッシュの戦争 B・ウッドワード 著
 なぜこの人は、自分のことしか考えないのか 加藤諦三 著
 あるある式レシピ 関西テレビ 編
 村上まんじゅう堂 村上祥子 著
 一本の樹が遺したもの J・バタフライ 著
 ブレイブ・ストーリー 宮部みゆき 著
 K・Nの悲劇 高野和明 著
 誘拐 J・グリッパンド 著

一般書

児童書

ふゆのおばけ せなけいこ 絵
 風のじゅうたん 野村たかあき 作
 なぞなぞあそび よしまゆかり 作
 今夜は食べほうだい きむらゆういち 作
 雲のかいかた 渡辺わらん 作
 あっちむてほいぞう 矢玉四郎 作
 てんしのタッチオ とりやまあきら 作

お知らせ

- ・おはなしゆりかごは3月5日です。
- ・おはなし探検隊は3月1日です。

読んでみませんか！

「魔法があるなら」アレックス・シアラー著

世界中のブランド品と豪華絢爛な家具と、ほっぺたが落ちそ
うなおいしいお菓子と遊んでも遊びきれないおもちゃと・・・
これらがすべて揃っている「あの場所」。そう、あの場所、
「デパート」で暮らしていた家族の物語なんて聞いたら、まず、
「ありえない」って思いますよね。自分の知っているデパート
を思い浮かべても、実現の可能性は限りなくゼロに近いですよ
ね。でも、読んだ後には、「ありえるかもしれない」って思っ
てしまいました。家族の絆・親子の情愛、日ごろあらためて問
い直すこともないままのものを見つめなおし、心がいやされる
本です。

2月のベストセラー

読まれましたか？
 (日販・総合2/21より)

1	嘘つき男と泣き虫女
2	ベラベラブック
3	ラッキーマン
4	ハリー・ポッターと炎のゴブレット
5	しまなみ幻想
6	半落ち
7	よく見る夢
8	お金持になる黄金の羽根の拾い方
9	大悟の法
10	十津川警部「ダブル誘拐」

3

印は休館日

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	*	*	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 / 30	24 / 31	25	26	27	28	29



障害者福祉制度の 支援制度がはじまります。

障害者に対する福祉サービスの利用制度が大きく変わります。

今までは、行政が福祉サービスの内容を決定する「措置制度」によりサービスの提供を行っていましたが、平成15年4月からは、障害者自らがサービスを選択し、事業者・施設と契約することによりサービスを受ける「支援費制度」に変わります。

支援費制度への移行により、障害者の自己決定を尊重した、21世紀にふさわしい利用制度となります。

支援費とは・・・

利用者がサービスを利用した場合、その費用は村と利用者で負担（本人及び扶養義務者の負担能力により決定される）します。この村が支払う費用を「支援費」といいます。

対象者

次の者で、市町村から支援費支給決定を受けた者（受給者証の交付を受けた者）が支援費の支給対象者になります。

- ・身体障害者 身体障害者手帳所持者
- ・知的障害者 療育手帳所持者等
- ・障害児 身体障害者手帳・療育手帳所持者

支援費制度の対象となるサービス

	施設サービス	在宅サービス
身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設（小規模授産施設は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業（ショートステイ）
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設（小規模授産施設は除く） ・知的障害者通勤寮 ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業（ショートステイ） ・知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）
障害児	<p>障害児の施設サービスについては、「支援費制度」に移行しません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業（ショートステイ）

支援費制度の対象となるサービスは上記のものですが、それ以外のサービスについては従来どおり提供されます。

支援制度を利用するには、村への申請が必要です。

支援費制度は平成15年4月1日からはじまりますが、施行日以降引き続きサービスを利用する場合には、施行日の前までに手続きをとる必要があります。

ただし、経過措置がある者については、制度施行後1年間のうちに手続きを行えばよい猶予がありますが、できる限り施行日までに手続きを済ませてください。

支援制度に関するお問い合わせ

忍野村役場 福祉保健課 TEL0555-84-7795（直通）

インフォメーション(3月)

三月定例議会 日程について

三月定例議会の日程が次のとおり決まりました。

役場三階の議会事務局で受付していただくと、誰でも傍聴できます。

なお、日程については変更する事もありますので、議会事務局までお問い合わせ下さい。

会期

三月六日(木)～三月十九日(水)
まで十四日間

本会議日程

- ・開 会 三月 六日(木)
- ・一般質問 三月十七日(月)
- ・議案審議 三月十九日(水)

忍野村役場 三階 議場

請願や陳情は早めに準備を!

請願書や陳情書を提出する際 次のことにご注意ください。
請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は、不要です。
請願・陳情者は、住所・氏名を

必ず記載し、捺印して下さい。

(連署名も同じ)

内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しください。

提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会(三月・六月・九月及び十二月)招集日の五日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。

それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

忍野村役場 議会事務局
〇五五五―八四一七七八〇
(直通)

チャイルドシート等 購入補助金について

当村のチャイルドシート等購入補助金は、平成十四年十二月三十一日までに生まれ、その後平成十五年三月三十一日までにチャイルドシート・ベビーシート・ジュニ

アシートを購入した方に対して交付されます。

補助金の交付申請は、平成十五年三月三十一日までにお願いします。

お問い合わせ先

忍野村役場総務課交通安全担当
〇五五五―八四一三一一一(代)

献血について

医療の進歩や人口の高齢化に伴い輸血を必要としている人は増加しています。血液は人工的に造れません。全て献血に頼っています。患者さんの生命を救うのはあなたしかいません。ご協力をお願いします。

日時

平成十五年三月二十七日(木)
午前十時～十一時三十分
午後〇時三十分～三時

場所

忍野村保健福祉センター駐車場
対象
十六才～六十四才までの健康な方
内容
二〇〇Mℓ・四〇〇Mℓ・成分献血

薬を飲んでいて、現在妊娠中の方は献血できません。

お問い合わせ先

忍野村役場 福祉保健課

〇五五五―八四一七七九五
(直通)

社会福祉 協議会より

バリアフリーコンサート

日時
三月十四日(金)午後七時～
会場
忍野村立村民ふれあいホール
入場料 無料
出演者
チームアウローラ(テノール・ソプラノ・フルート・ピアノ)
盲導犬二頭

内容

- ・盲導犬育成についての話
- ・盲導犬の歩行実演デモンストレーション
- ・全盲のプロの音楽家達による楽しいコンサート(忍野中学校吹奏楽部とのジョイントコンサートもあります)

主催

忍野村社会福祉協議会
忍野村文化振興協会

協力

忍野村障害福祉を考える会「くするみ」/るびなすの会/忍野村手話学習会「みんと」/忍野中学校吹奏楽部

「南北都留地区災害ボランティア講座」第一弾

テーマ

「災害は突然やってくる!みんなであらう!一人ひとりの命を守る地域づくり」

日時

三月二十九日(土)午後一時
会場
いきいきプラザ都留 三階
主催

対象

南北都留地区ボランティアコーデイネーター部会
防災・災害ボランティアに興味のある方
定員 百五十名

内容

講演「さしせまる東海地震等の大災害に備える」『警ボランティア』のあり方
防災起震車による地震体験
三角巾を使った応急手当
村民の皆様のご参加をお待ちしています。

お問い合わせ

お申し込み
忍野村社会福祉協議会
〇五五五―八四一四一一一